

# 平成16年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平17年 9 月

沖 縄 県

# 目 次

第1 趣旨	1
第2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	2
(2) 再任用職員の採用の状況	2
(3) 退職の状況	3
(4) 職員数の状況	3
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	5
(2) 職員給与費の状況	5
(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	5
(4) 職員の初任給の状況	6
(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	6
(6) 一般行政職の級別職員数の状況	7
(7) 昇給期間短縮の状況	7
(8) 期末・勤勉手当及び退職手当の状況	8
(9) 職員手当の状況	9
(10) 特別職の報酬等の状況	10
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	11
(2) 年次休暇の状況	11
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	12
(2) 懲戒処分の状況	12
5 職員のサービスの状況	
営利企業等の従事許可の状況	14
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況	15
(2) 勤務成績の評定の状況	19
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	21
(2) 公務災害補償の状況	21
ア 公務災害	
イ 通勤災害	
第3 人事委員会の業務の状況	
1 職員の競争試験及び選考の状況	
(1) 採用試験の実施状況	22
ア 上級試験	22
イ 中級試験	22
ウ 初級試験	22
エ 警察官試験	23
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	23
カ 採用試験の実施日程	23
(2) 採用選考の状況	25
(3) 昇任試験の実施状況	26
(4) 昇任選考の状況	27
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	28
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	31
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	32

# 平成16年度沖縄県人事行政の運営等の状況

## 第1 趣旨

任命権者が報告した平成16年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成16年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

### 地方公務員法（抜粋）

#### （人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

### 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成16年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	128	24	13	219	384
事務職	96	24	13	57	190
技術職	32	0	0	162	194
警察職	147	0	0	5	152
教育職	0	0	0	486	486
企業職	2	0	0	0	2
現業職	0	0	0	4	4

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下この様式において同じ。）。

- (1) 一般行政職 (2)から(5)までに掲げる職員以外の職員
- (2) 警察職 公安職給料表が適用される職員
- (3) 教育職 教育職給料表が適用される職員
- (4) 企業職 沖縄県企業職員
- (5) 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

再任用の期間を更新した場合にも、採用として計上している。

再任用職員の採用の状況（平成16年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	8	8	16
事務職	4	4	8
技術職	4	4	8
警察職	0	0	0
教育職	6	0	6

企業職	0	0	0
現業職	5	0	5

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成16年度）

（単位：人）

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	154	63	130	0	0	0	7	4	358
警察職	12	38	34	1	1	0	2	0	88
教育職	249	184	38	1	1	0	5	5	483
企業職	5	1	0	0	0	0	0	0	6
現業職	17	5	4	0	0	0	0	1	27

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

区分 部門	職員数			対前年増減数			平成16年度分の主な増減理由
	14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度	
議会	43	41	43	0	2	2	欠員補充
総務企画	798	790	808	144	8	18	市町村合併業務等
一般行政	182	184	185	2	2	1	欠員補充等
民生	517	510	499	7	7	11	出向者、退職者の減等
衛生	656	653	660	28	3	7	欠員補充等
労働	114	115	116	4	1	1	出向者、退職者の増等
農林水産	1,137	1,125	1,118	4	12	7	事務の統廃合縮小等
商工	213	221	215	9	8	6	事務の統廃合縮小等

	土木	853	859	848	4	6	11	事務の統廃合縮小等
	小計	4,513 ( 11)	4,498 ( 7)	4,492 ( 7)	154 ( 11)	15 ( 4)	6 ( 0)	
特別 行政 部門	教育 警察	14,217 2,589	14,083 2,619	14,010 2,744	98 2	134 30	73 125	児童生徒数の減による減 法令基準の充足による増
	小計	16,806 ( 2)	16,702 ( 0)	16,754 ( 1)	96 ( 2)	104 ( 2)	52 ( 1)	
普通会計		21,319 ( 13)	21,200 ( 7)	21,246 ( 8)	250 ( 13)	119 ( 6)	46 ( 1)	
公会 営計 企業 部門 等	病院	2,293	2,270	2,275	47	23	5	欠員補充
	水道	330	329	321	1	1	8	事務の民間等委託等
	下水道	99	94	97	2	5	3	欠員補充等
	その他	45	39	37	2	6	2	事務の統廃合縮小等
	小計	2,767 ( 2)	2,732 ( 1)	2,730 ( 0)	50 ( 2)	35 ( 1)	2 ( 1)	
合計		24,086 ( 15)	23,932 ( 8)	23,976 ( 8)	200 ( 15)	154 ( 7)	44 ( 0)	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

(1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員

(2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員

(3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況

平成16年度総歳出額に占める職員の人件費の割合の状況である。

人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳 出 額 [ A ]	実 質 収 支	人 件 費 [ B ]	人 件 費 率 [ B / A ]	(参考) 平成15年度の 人 件 費 率
平成16年度	人 1,372,388	千円 579,828,544	千円 1,297,187	千円 205,450,792	% 35.4	% 32.8

備考 表中「住民基本台帳人口」は、平成17年3月31日現在の住民基本台帳に登録された人口である。

### (2) 職員給与費の状況

平成17年度当初予算における一般職に属する職員21,170人の給与費の状況である。

職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 [ A ]	給 与 費				一人当たり給与費 [ B / A ]
		給 料	職員手当	期末勤勉	計 [ B ]	
平成17年度	人 21,170 (26)	万円 9,726,033	万円 1,728,744	万円 3,871,809	万円 15,326,586	万円 724

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 表中「期末勤勉」は、期末手当及び勤勉手当の合計をいう。  
 3 職員数欄の括弧書の数値は、再任用短時間勤務職員であり、職員数の外書の数値である。

### (3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

代表的職種の平均給料月額及び平均年齢について、国と比較した状況である。

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成16年4月1日現在）

区 分	沖 縄 県		国	
	平均給料月額（円）	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均年齢（歳）
一 般 行 政 職	339,500	42.3	327,555	40.2
警 察 職	342,300	40.0	342,872	42.2
高等学校教育職	375,500	42.1	-	-
小・中学校教育職	375,800	42.3	-	-
現 業 職	311,600	45.0	283,384	47.9

備考 1 表中「給料月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は次のとおりである（以下この様式において同じ。）。

- (1) 一般行政職 行政職給料表を適用されている職員
- (2) 警察職 公安職給料表を適用されている職員
- (3) 高等学校教育職 教育職給料表(2)を適用されている職員
- (4) 小・中学校教育職 教育職給料表(3)を適用されている職員
- (5) 現業職 現業職給料表を適用されている職員

(4) 職員の初任給の状況

県に採用された職員の初任給と採用後2年経過後の給料月額について、国と比較した状況である。  
職員の初任給の状況（平成16年4月1日現在）

区 分		沖 縄 県		国	
		初任給（円）	採用後2年経過日の給料額（円）	初任給（円）	採用後2年経過日の給料額（円）
一 般 行 政 職	大学卒	170,700	184,400	170,700	184,400
	高校卒	138,800	148,500	138,800	148,500
警 察 職	大学卒	185,900	217,400	185,900	217,400
	高校卒	156,700	177,400	156,700	177,400
高等学校教育職	大学卒	191,100	205,000	191,100	205,000
	短大卒	160,800	177,700	160,800	177,700
小・中学校教育職	大学卒	191,100	205,000	191,100	205,000
	短大卒	162,900	180,200	162,900	180,200

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職員が採用されてから10年、15年及び20年と経験を積んだ場合の平均的な給料月額の状況である。  
職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成16年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	274,352	342,743	387,203
	高校卒	230,327	268,142	353,636
警 察 職	大学卒	302,312	345,055	373,160
	高校卒	253,798	302,554	342,943
高等学校教育職	大学卒	316,417	376,938	406,322
	短大卒	269,138	354,366	385,641



小・中学校教育職	大学卒	311,655	372,200	400,797
	短大卒	275,324	347,256	383,985

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に基づく行政職給料表の職務の級区分に応じた職員数の状況である。

一般行政職の級別職員数の状況（平成16年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	合 計	
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長	係長	課長補佐	課長補佐	課長	課長	次長	部長		
職員数	71人 ( - )	410人 ( - )	679人 ( - )	939人 ( - )	152人 ( 7 )	790人 ( - )	1,070人 ( - )	725人 ( - )	99人 ( - )	72人 ( - )	41人 ( - )	5,048人 ( 7 )	
構成比	1.4% ( - )	8.1% ( - )	13.4% ( - )	18.6% ( - )	3.0% (100.0)	15.7% ( - )	21.2% ( - )	14.4% ( - )	2.0% ( - )	1.4% ( - )	0.8% ( - )	100.0% (100.0)	
参 考	1年前の 構成比	1.6% ( - )	7.7% ( - )	14.1% ( - )	15.8% ( - )	3.5% (100.0)	16.2% ( - )	23.0% ( - )	13.9% ( - )	1.9% ( - )	1.5% ( - )	0.8% ( - )	100.0% (100.0)
	5年前の 構成比	2.5% ( - )	8.1% ( - )	11.8% ( - )	9.6% ( - )	3.2% ( - )	24.1% ( - )	25.2% ( - )	11.5% ( - )	1.4% ( - )	1.8% ( - )	0.8% ( - )	100.0% ( - )

備考 1 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。

2 表中括弧書の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、職員数の外書きの数値である。

(7) 昇給期間短縮の状況

職員数に占める昇給短縮者の割合の状況である。

昇給期間の短縮とは、沖縄県職員の給与に関する条例に規定する普通昇給期間（12月）の経過前に給料月額を昇給させるもので、例えば、離島等勤務者等の特別昇給の措置などが該当する。

昇給期間短縮の状況

区 分	平成16年度			平成15年度		
	職員数 A (人)	昇給短縮職員 数 B (人)	比率 B / A (%)	職員数 A (人)	昇給短縮職員 数 B (人)	比率 B / A (%)
合 計	20,324	4,024	19.8	20,401	5,048	24.7
一 般 行 政 職	5,008	1,245	24.9	5,048	1,515	30.0
警 察 職	2,484	641	25.8	2,436	840	34.5
高等学校教育職	4,628	602	13.0	4,671	816	17.5

小・中学校教育職	7,606	1,430	18.8	7,630	1,779	23.3
現業職	598	106	17.7	616	98	15.9

(8) 期末・勤勉手当及び退職手当の状況

職員の期末・勤勉手当及び退職手当の状況である。

期末・勤勉手当は民間のボーナスに相当し、平成16年度分の支給割合は年間4.40月分で、2回に分けて支給される。

退職手当は、退職時の給料の月額に一定の支給率を乗じた額が支給される。

期末・勤勉手当及び退職手当の状況

(平成16年度支給割合)

		沖 縄 県			国			
区 分		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	
期 末 ・ 勤 勉 手 当	6 月 期	1.40月分 (0.75)	0.70月分 (0.35)	2.10月分 (1.10)	1.40月分 (0.75)	0.70月分 (0.35)	2.10月分 (1.10)	
	12 月 期	1.60月分 (0.85)	0.70月分 (0.35)	2.30月分 (1.20)	1.60月分 (0.85)	0.70月分 (0.35)	2.30月分 (1.20)	
	計	3.00月分 (1.60)	1.40月分 (0.70)	4.40月分 (2.30)	3.00月分 (1.60)	1.40月分 (0.70)	4.40月分 (2.30)	
	役職段階別加算額	有			有			
退 職 手 当	区 分	自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職			
	支 給 率	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	21.0月分	28.0875月分		
		勤続25年	33.75月分	43.335月分	33.75月分	43.335月分		
		勤続35年	47.5月分	60.99月分	47.5月分	60.99月分		
		最高限度額	60.0月分	60.99月分	60.0月分	60.99月分		
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			
	退職時特別昇給	無(平成16年10月1日廃止)			無(平成16年5月1日廃止)			
1人当たり平均支給額	4,232,104円	27,656,834円	-	-				

備考 1 期末・勤勉手当の内容は、平成16年4月1日現在のものであり、表中括弧書の数値は、再任用職員に係る支給月数である。

2 退職手当は、国及び県ともに平成16年度中の退職分についての記載である。

3 退職手当1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

## (9) 職員手当の状況

職員に支給される手当のうち主なものについての支給内容、支給額、支給職員数等の状況である。  
職員手当の状況

区 分		内 容	手当額（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
主 要 三 手 当	扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給	配偶者 13,500円 その他 2人目まで6,000円 3人目から5,000円 16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり	同	-
	住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給	借り受け 最高支給額27,000円 所有 3,000円	異	（国の制度） 所有の場合 2,500円（新築・購入の日から5年間）
	通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給	【バス等】 運賃額55,000円までは実費、55,000円を超える場合は加算措置あり 【自家用車】 距離に応じて2,300～40,000円 高速自動車道路等を利用している者については、一定の条件下に20,000円を限度として加算措置あり	異	（国の制度） 【バス等】 6箇月定期券等による一括支給 一箇月当たりの限度額55,000円 【自家用車】 距離に応じて2,000～24,500円 新幹線等を利用している者については、一定の条件下に20,000円を限度として加算措置あり
調整手当	支給対象地域	東京都	名古屋市	大阪市	福岡市
	支給率	12%	10%	10%	6%
	支給対象職員	41人	2人	5人	3人
	国の制度（支給率）	12%	10%	10%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	549,600円			
区 分	全職種				

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		26.6%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		40,001円	
	手 当 の 種 類		48種類	
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当、医師手当、教員特殊業務手当、刑事作業手当、教育業務連絡指導手当	
多くの職員に支給されている手当		刑事作業手当、教員特殊業務手当、暴風雨時手当、夜間特殊業務手当、教育業務連絡指導手当		
時間外勤務手当	平成16年度支給総額	20億6,527万円	職員1人当たりの支給年額	97,556円
	平成15年度支給総額	22億2,858万円	職員1人当たりの支給年額	104,899円

(10) 特別職の報酬等の状況

知事等の特別職の報酬等の状況である。

特別職の報酬等については、県内各界の代表者で構成される「特別職報酬等審議会」の意見を聴き、一般職とは別の条例で制定される。

特別職の報酬等の状況（平成17年1月1日現在）

（平成16年度支給割合）

区 分	給与月額等（円）	期末手当の支給割合	
知 事	1,250,000	6 月期	1.6月分
副 知 事	990,000		
出 納 長	860,000	12月期	1.7月分
議 長	1,000,000	計	3.3月分
副 議 長	860,000	加算措置	有
議 員	770,000		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43条）で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成16年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後零時15分から午後1時まで	午後零時から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

#### (2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。

なお、職員に与えられる年次休暇は、1年ついて20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成16年1月1日～12月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
758,805日	216,763日	19,707人	11日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成16年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	1		1
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	1	585	586
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			7	7
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合計		0	2	592	594

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

##### (2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成16年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	1	3	1	5
職務上の義務に違反し又は職務	第29条第1項第2号	1	0	1	1	3

を怠った場合						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	1	2	0	4
合 計		2	2	6	2	12

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成16年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	74件	74件



6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う職員の研修の状況である。

研修の状況（平成16年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	知事講話、ビジネスマナー、県の組織と仕事、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、会計事務の基本、給与のしくみ、福利厚生、沖縄の歴史と文化、施設見学（平和祈念資料館、県立博物館等）	平成16年度当初採用された全職員及び前年度中途採用職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	4回	189人
新採用職員後期研修	仕事の進め方、財政のしくみ、行政改革について、高齢社会対策の現状と課題、地方自治法演習、沖縄観光の現状と施策展開、島嶼県沖縄の環境保全、地域づくり入門、体験学習（特別養護老人ホーム）、条例規則のしくみ、メンタルヘルス他	新採用職員前期研修修了者	4回	191人
新採用看護職員研修	病院管理局長訓話、県立病院事業、県の福祉保健政策、島嶼県沖縄の環境保全、地方自治・地方公務員とは、沖縄の歴史と文化、先輩の体験から、給与のしくみ、福利厚生、接遇、施設見学（平和祈念資料館）	平成16年度に採用された看護職員及び前年度中途採用の看護職員	1回	66人
現業職員研修	地方公務員とは、県の組織と仕事、救急処置の実際、島嶼県沖縄の環境の保全、接遇他	平成16年度に採用された現業職員及び現業職員研修未受講の職員	1回	9人
一般職員第1部研修	公務員制度の変革と公務員制度改革、行政法入門、問題解決技法、民法入門、経済のしくみ、メンタルヘルス	初・中級職採用後3年経過した全職員	1回	43人
一般職員第2部研修	キャリアデザイン、行政法演習、行政課題研究（ブレインストーミング）、メンタルヘルス、公務員倫理	初・中級職採用後7年経過した全職員及び上級職採用後3年経過した全職員	5回	196人
一般職員第3部研修	行政改革について、沖縄経済社会	平成16年度に主	4回	170人

	の現状と展望、行政課題研究（ディベート）、中堅職員の役割と職場の人間関係、メンタルヘルス	任に昇任した全職員		
監督者第1部研修	公務員倫理、政策形成入門、現代の国際関係、企業経営に学ぶ他	平成16年度に係長相当職に昇任した全職員	3回	149人
監督者第3部研修	JST基本コース（人事院式監督者研修）	平成16年度に新たに本庁係長職及び出先機関の本庁係長職相当職に任用された職員	2回	39人
管理者第1部研修	政策形成の理論と実践、セクシュアルハラスメント、公務員倫理	平成16年度に本庁課長補佐級に昇任した全職員	3回	105人
管理者第3部研修	目標による行政運営、メンタルヘルス、わかりやすい広報活動	平成16年度に本庁課長級に昇任した全職員	2回	77人
所属長研修	現代管理者論、県職員の労務管理、行政評価システム	平成16年度昇任又は異動により初めて所属長に任用された全職員	2回	34人
部長・次長級研修	県行政の効果的な推進に必要な総合的な視野の拡大と行政管理能力の向上を図るための講話及び講演	本庁部長級・次長級職員	1回	132人
管理者特別研修	県政の基本的課題の解決に向けて管理者として必要な幅広い視野と豊かな識見を養い、総合的判断能力の向上を図るための知事講話及び講演	本庁課長級以上の職にある職員及び出先機関の長の職にある職員	1回	434人
財務会計第1部研修（A）	支出事務や契約事務等の財務会計に関する基礎的知識を習得するための講義及び演習	新たに財務会計担当職員として財務会計に携わることとなった職員及び財務会計事務に関心があり、受講を希望する職員	2回	123人
財務会計第1部研修（B）	旅費事務や給与事務等の財務会計に関する基礎的知識を習得するための講義及び演習		2回	139人
財務会計第2部研修	財務会計に関する各種事例の演習	財務会計事務担	1回	96人

		当2年目以上の職員及び各部局等総務担当課の予算経理担当職員		
法制執務研修	条例・規則等の立案と適正な法令の執行ができる能力養成の講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	36人
社会調査講座（市町村合同）	多様な住民ニーズを把握し、行政課題に的確に対応できる調査・分析能力養成の講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	25人
交渉力・説得力強化セミナー	様々な分野で必要とされる交渉能力・説得能力を実践的に強化する講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	34人
職場研修推進研修	研修風土の醸成と職場の活性化を図るための職場研修運営の講義及び討議	本庁の総括課長補佐級及び出先機関にあっては、これに準ずる者	1回	27人
接遇リーダー研修	職場での接遇の重要性を認識させる指導方法等の講義及び演習	係長級以上の職員で部局等の長の推薦する者	1回	7人
接遇・コミュニケーション研修	公務員として必要な対人関係の基礎的知識や態度を習得するための講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	23人
プレゼンテーション能力研修	プレゼンテーションの基本と技術の習得と説明能力向上を図るための講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	30人
インストラクター養成研修	インストラクションの基本的な知識・技術を習得させ、効果的な講義が展開できる能力を養成するための講義及び演習	自治研修所等において講師を担当する職員等で部局等の長の推薦する者	1回	17人
民法講座（市町村合同）	行政実務に必要な民法の基礎的知識及び基本原理を習得のための講義	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	33人
民法講座（市町村合同）	条文解釈、事例研究等を通してより高度の知識の習得と法令解釈能力の向上を図るための講義	民法講座を履修した職員、又はこれと同等以上の民法知識を	1回	26人

		有する職員		
行政法講座（市町村合同）	行政法の意義、法体系、基礎的理論等を習得させ、法令に基づく業務執行の手順等を理解するための講義及び討議	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	26人
経済セミナー（市町村合同）	基本的な経済の仕組みと我が国や県の経済動向についての講演	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	45人
歴史・文化講座（市町村合同）	沖縄の歴史と文化についての講義	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	2回	88人
政策課題研究講座	総合的な政策形成能力を養成するため、県政の課題についての調査、研究及び発表会	主任、係長級、課長補佐級の職員で、部局等の長の推薦する者	1回	9人
政策形成セミナー（市町村合同）	政策形成に関する基礎理論や手法を習得のための講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	3人
政策法務研修（市町村合同）	政策を実現するための法制度の理解と、条例・規則を立案する政策法務能力の向上を図るための講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	20人
行政課題セミナー	分権改革とこれからの自治をテーマにした講義及び討議	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	20人
創造性開発研修（市町村合同）	創造力の重要性の講義及びブレインストーミング等による演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	15人
政策（地域）プランナー養成研修（市町村合同）	個性ある「地域（まち）づくり」をテーマにした講義、グループ討議やワーク・ショップ等	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	17人
県・市町村・民間交流セミナー（市町村合同）	沖縄の振興策についての研究討議	県の部局等の長から推薦された本庁課長級以上の職員	1回	1人
パソコン研修（エクセル入門）	エクセルを利用するための基礎知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	31人

パソコン研修（エクセル応用）	エクセルを利用するための応用知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局長の推薦する者	6回	178人
パソコン研修（アクセス入門）	アクセスを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局長の推薦する者	4回	107人
パソコン研修（パワーポイント）	パワーポイントを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局長の推薦する者	8回	243人
パソコン研修（ワード）	ワードを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局長の推薦する者	2回	62人
パソコン研修（アクセス応用）	アクセスを利用するための応用知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局長の推薦する者	2回	59人
パソコン研修（エクセル応用）	エクセルを利用するための応用知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局長の推薦する者	4回	123人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークの構築、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。		1回	33人 （内訳） 知事部26人 教育庁2人 警察本部3人 企業局2人
海外派遣研修	高度な専門性と国際性を持った人材を育成するため、沖縄県国際交流・人材育成財団の実施する国外留学制度を活用し職員を海外へ派遣する。		1回	2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を身につけるため、自治大学校へ職員を派遣する。		2回	4人
財務省短期研修	予算決算及び会計事務に関する知識を身につけるため、財務省が実施する短期研修へ職員を派遣する。		2回	1人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。  
勤務成績の評定の状況（平成16年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
<p>【条件附採用職員の正式任用】  地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定</p> <p>【方法】  (1) 所属長による勤務成績の報告  (2) 面接</p>	所属長等	条件附採用職員の正式任用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成16年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	【知事部】受診率95.6%
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	野球、バレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、ボウリング等
その他厚生に関すること	職員住宅  警察職員待機宿舎  ライフプランセミナー等	【知事部】 4カ所（313戸） 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、石垣125戸 【企業局】 1カ所（4戸）名護市 【警察本部】 32棟、419戸 (1) 平成16年8月18日～20日 生涯生活設計 (2) 平成16年11月1日・2日 退職準備型 (3) 平成16年12月6日～10日 ライフサイクルセミナー (4) 平成16年12月9日 在職充実型

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成16年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
38	163	179	2	2	18

イ 通勤災害（平成16年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
3	10	12	0	0	1

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成16年度）

ア 上級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行 政	2,119	1,752	107	66	26.5
心 理	94	84	3	1	84.0
社会福祉	116	97	8	5	19.4
電 気	92	74	4	3	24.7
機 械	58	46	7	3	15.3
土 木	130	110	5	2	55.0
建 築	86	71	3	1	71.0
化 学	77	67	8	5	13.4
農 業	96	84	3	1	84.0
農業土木	38	31	3	1	31.0
農芸化学	57	56	9	6	9.3
畜 産	21	19	3	1	19.0
林 業	7	6	3	1	6.0
水 産	29	26	4	1	26.0
計	3,020	2,523	170	97	26.0

イ 中級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
学校事務	1,457	1,135	35	28	40.5
計	1,457	1,135	35	28	40.5

ウ 初級試験

--	--	--	--	--	--



区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一 般 事 務	921	643	11	7	91.9
計	921	643	11	7	91.9

#### 工 警察官試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
警察官A (男性)	1,087	832	105	30	27.7
警察官A (女性)	296	210	12	4	52.5
警察官A (武道指導)	8	7	4	2	3.5
警察官A臨時 (男性)	701	607	151	81	7.5
警察官A臨時 (女性)	156	130	21	9	14.4
警察官B (男性)	1,285	988	89	43	23.0
警察官B (女性)	321	262	12	6	43.7
警察官B (武道指導)	10	8	5	2	4.0
計	3,864	3,044	399	177	17.2

#### 才 身体障害者を対象とした採用選考試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一 般 事 務	54	44	3	2	22.0
計	54	44	3	2	22.0

#### カ 採用試験の実施日程

			第 1 次	第1次試験	第 2 次	最終合格
--	--	--	-------	-------	-------	------

試験の種類	試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日	試験日	発表日
上級試験	5月7日	5月7日 ゝ 5月24日	6月27日	7月13日	8月1日 ゝ 8月18日	9月9日
中級試験	5月7日	5月7日 ゝ 5月24日	6月27日	7月13日	8月1日 ゝ 8月18日	9月9日
初級試験	7月16日	8月4日 ゝ 8月20日	10月31日	11月12日	11月28日 ゝ 12月6日	12月16日
警察官 A (臨時)	4月13日	4月13日 ゝ 4月26日	5月16日	5月21日	5月30日 ゝ 6月17日	7月1日
警察官 A	5月7日	5月7日 ゝ 5月24日	7月11日	7月22日	9月7日 ゝ 9月21日	10月14日
警察官 B	7月16日	8月4日 ゝ 8月20日	10月10日	10月21日	11月7日 ゝ 11月19日	12月2日
身体障害者を対象とした選考試験	7月16日	8月4日 ゝ 8月20日	10月31日	11月12日	11月28日 12月7日	12月16日

## (2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。  
採用選考の状況（平成16年度）

職 種	選 考 申 請 人 数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	その他	合 計	
部長級	2		1		3	3
次長級	3				3	3
課長級	1	4	6		11	11
課長補佐級	2				2	2
係長級	3	3	1		7	7
主事	14		2		16	16
科部長	1				1	1
医長	2				2	2
医師	51				51	51
看護師	68				68	68
保健師	5				5	5
薬剤師	2				2	2
臨床検査技師	6				6	6
診療放射線技師	3				3	3
獣医師	6				6	6
管理栄養士	2				2	2
研究室長	1				1	1
主任専門職員		5			5	5
主任専門員		1			1	1
専門員		1			1	1
学芸員		2			2	2
研究主事		4			4	4
渉外事件調査員			1		1	1
計	172	20	11		203	203

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成16年度）

試験の種類		受験資格		試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長	一般	大学卒業業者	巡査の階級に2年6月以上在級している者	1次 平成16年 5月21日  2次 平成16年 6月17日 ～ 平成16年 6月18日	133	132	100	91	1.45
		短大卒業業者	巡査の階級に4年以上在級している者						
		その他	巡査の階級に5年以上在級している者						
	特別		巡査の階級に7年以上在級し、かつ、年齢30歳以上の者						
警部補	一般	大学卒業業者	巡査部長の階級に2年6月以上在級している者	1次 平成16年 5月21日  2次 平成16年 6月17日 ～ 平成16年 6月18日	103	102	74	66	1.55
		短大卒業業者	巡査部長の階級に3年以上在級している者						
		その他	巡査部長の階級に4年以上在級している者						
	特別		巡査部長の階級に8年以上在級し、かつ、年齢35歳以上の者						
警部	一般	警部補の階級に5年以上在級している者		1次 平成16年 9月10日  2次 平成16年 10月12日 ～ 平成16年 10月15日	51	51	20	11	4.64
	特別	警部補の階級に9年以上在級し、かつ、年齢45歳以上の者							

## (4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。  
昇任選考の状況（平成16年度）

職 種	選 考 申 請 人 数									選考承 認人数	
	知 事 局	議 会 長	選 挙 管 理 委 員 会	代 表 監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部	警 察 署	企 業 局		合 計
部長級	10				2					12	12
次長級	23	1			3	1	2	2		32	32
課長級	59	1			5	1	4	5		75	75
課長補佐級	75	1			17		7	10		110	110
係長級	64	1			23	3	5	1		97	97
主任技師	50	1			1		1	6		59	59
主任研究員	3									3	3
保健主幹	2									2	2
主任保健師	18									18	18
学校栄養主査					3					3	3
病院長	1									1	1
副院長	3									3	3
医療部長	3									3	3
科部（副）長	19									19	19
薬（副）局長	1									1	1
医長	11									11	11
主任歯科医師	1									1	1
看護部長	4									4	4
看護主幹	10									10	10
科技師（副）長	3									3	3
栄養指導室長	1									1	1
主任看護師	16									16	16
船長							1			1	1
計	377	5			54	5	20	24		485	485

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。  
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 (平成16年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成16年10月6日	<p>報告</p> <p>1 給与について</p> <p>(1) 給料表 給料表については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院の報告に準じて改定を行わないことが適切である。</p> <p>(2) 通勤手当 本県交通事情の変化、国や他県の状況を考慮し、6箇月定期券等の低廉な定期券の価格により一括支給するよう改める必要がある。</p> <p>(3) 初任給調整手当 科学技術に関する専門的知識を必要とする職に対する初任給調整手当については、当該職の採用状況を踏まえ、国、他県の状況を考慮し、獣医師以外の職に対する支給を廃止する。</p> <p>(4) 寒冷地手当 人事院が民間準拠を基本に、抜本的見直しを勧告したことを踏まえ、制度の必要性を含め、所要の見直しを行う必要がある</p> <p>(5) 期末手当及び勤勉手当 人事院の報告に準じて改定を行わない。</p> <p>(6) 給与構造の基本的見直し 人事院は、給与構造の基本的見直しについて、職務・職責を重視し、実績を的確に反映する給与制度への転換などの基本的な考え方及び俸給表の全体水準の引下げと地域に応じた適切な給与調整の実現などの具体的な検討項目を提示し、制度全般にわたり見直しを行っていく必要があることを表明した。 また、具体的な検討項目のうち、昇格基準の明確化、査定昇給の導入、勤勉手当への実績反映の拡大などの課題については、導入が検討されている新たな評価システムの整備を踏まえて検討するとしている。 本県においても、これら国の検討状況や他の地方公共団体の動向等を注視していく必要がある。</p> <p>2 公務運営について</p> <p>(1) 総実勤務時間の短縮については、職員の健康保持及び公務能率の維持・向上の面だけでなく職業生活と家庭生活の両立支援の観点からも重要な課題であり、職場環境の整備を図るため、引き続き事務事業の簡素・合理化に努めつつ、適正な業務配分、計画的な職務遂行、各種休暇の計画的・連続的取得の促進などの取組を一層強化していく必要がある。</p> <p>(2) 国においては、公務員制度改革の中心的課題とし</p>	<p>・報告どおり改定なし</p> <p>・17.4.1改定</p> <p>・17.4.1改定 (経過措置あり)</p> <p>・16.12.28廃止</p> <p>・報告どおり改定なし</p> <p>・検討中</p>

て、能力等級制を導入し、能力等級ごとに発揮すべき能力を明らかにして任用等を行うとともに、職務を基本とし実績を反映した給与制度を確立し、あわせて能力・実績を的確に評価することにより能力・実績主義の人事管理制度を再構築することが検討されている。

本県においても、国及び他の地方公共団体動向等を注視するとともに、具体的な検討を進める必要がある。

(3) 地方分権の進展等に対応して公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大など任用及び勤務形態の多様化が図られるよう地方公務員法等が改正されたことを踏まえ、修学部分休業及び高齢者部分休業の制度並びに新たな任期付採用制度の導入に向け具体的に取り組む必要がある。

(4) 職員研修については、地方分権の進展に伴い、地域の行政課題に対してより主体的な対応が求められ、地方公共団体総体として計画的な人材育成を図るため地方公務員法が改正されたことを踏まえ、研修に関する基本的な方針の策定に向けて具体的に取り組む必要がある。

(5) 男女共同参画社会の実現及び次世代育成の支援が社会全体で要請されていることから、今後とも女性職員への幅広い職務経験の付与、計画的な育成、職域の拡大等に取り組むとともに、男性職員の育児休業の利用促進などの子育て支援に関する制度の周知・徹底、職場の意識改革に努める必要がある。なお、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画については、職員のニーズを把握した上で、より実効性のある計画を策定する必要がある。

(6) セクシャル・ハラスメントは、個人の基本的な人権に関わるとともに、職員の勤務環境等に重大な影響を及ぼす問題であることから、その防止対策については、職員一人一人が職場における良好な人間関係の構築に努めるとともに、セクハラ相談員を対象とした指導を充実するなど相談しやすい体制を整備する必要がある。

(7) メンタルヘルス対策を含めた心身両面にわたる健康管理対策については、任命権において様々な取組がなされているところであり、また、人事院においては、「職員の心の健康づくりのための指針」が策定されたところである。このような取組状況を踏まえ、今後ともその充実を図る必要がある。また、職員の安全と健康を確保するため、職場における安全衛生管理体制等をより充実させ、その活動を推進する必要がある。

(8) 行政に対する県民の期待と信頼に応えるため、職員一人一人が県民全体の奉仕者であることを自覚するとともに、厳正な服務規律の下、高い倫理観や使命感を保持し、公務の公正かつ効率的な執行に努めることが肝要である。そのため、倫理研修や管理者の注意喚起等を通じ綱紀の肅正に万全を期し、公務員倫理の確立

・ 17.4.1導入  
(ただし、部分休業制度及び部分休業関連任期付制度は未導入)

・ 策定に向け検討中

・ 特定事業主行動計画は、17.3.31策定

・ 各任命権者において、相談員を配置

	<p>により一層取り組む必要がある。</p> <p>勸告</p> <p>1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当について <p>交通機関等利用者に対する通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で人事委員会で定める期間（以下「特定期間」という。）についての運賃相当額とすること、また、交通機関等と交通用具を併用する者についても交通機関利用者と同様の改定を行うこと、その他所要の改正。</p> </li> </ul> <p>2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正</p> <p>第1号任期付研究員の同条例第5条第4項の規定により決定できる給料月額の上限について、所要の改正。</p> <p>3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正</p> <p>特定任期付職員の同条例第4条第3項の規定により決定できる給料月額の上限について、所要の改正。</p>	<p>・勧告どおり実施</p> <p>・勧告どおり実施</p> <p>・勧告どおり実施</p>
--	--	---



3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成16年度)

区分	前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在	今年度の措置	年度末現在	
				未処理件数に 係る処理件数	要求件数に係 る処理件数		未処理件数
県    分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
- 2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成16年度)

区 分	前年度末現在 未処理件数	不服申立て 件数	処理件数	前年度末現在	今年度の不服	年度末現在	
				未処理件数に 係る処理件数	申立て件数に 係る処理件数		未処理件数
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	3 (3)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	2 (2)
	転 任	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	4 (4)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	3 (3)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合 計	4 (4)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	

- 備考
- 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
  - 2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたもの全ての件数である。
  - 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。
  - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。